神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則（案）

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第１号様式の４（表）中

「

<table>
<tr><td rowspan="11">減額を申告する税額の計算</td><td rowspan="11">家屋</td><td colspan="2">新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額</td></tr>
<tr><td>新築時期</td><td>控除するものとされていた額（エ）</td></tr>
<tr><td>昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで</td><td>150万円</td></tr>
<tr><td>昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで</td><td>230万円</td></tr>
<tr><td>昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで</td><td>350万円</td></tr>
<tr><td>昭和56年７月１日から昭和60年６月30日まで</td><td>420万円</td></tr>
<tr><td>昭和60年７月１日から平成元年３月31日まで</td><td>450万円</td></tr>
<tr><td>平成元年４月１日から平成９年３月31日まで</td><td>1,000万円</td></tr>
<tr><td>平成９年４月１日以後</td><td>1,200万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">（エ）×　　／100　＝　　円</td></tr>
</table>

を

」

「

<table>
<tr><td rowspan="11">減額を申告する税額等</td><td rowspan="11">家屋</td><td colspan="2">新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額（減額される額）</td></tr>
<tr><td>新築時期</td><td>減額される額</td></tr>
<tr><td>昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで</td><td>３万円</td></tr>
<tr><td>昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで</td><td>４万5,000円</td></tr>
<tr><td>昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで</td><td>６万9,000円</td></tr>
<tr><td>昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで</td><td>10万5,000円</td></tr>
<tr><td>昭和56年７月１日から昭和60年６月30日まで</td><td>12万6,000円</td></tr>
<tr><td>昭和60年７月１日から平成元年３月31日まで</td><td>13万5,000円</td></tr>
<tr><td>平成元年４月１日から平成９年３月31日まで</td><td>30万円</td></tr>
<tr><td>平成９年４月１日以後</td><td>36万円</td></tr>
</table>

に

」

改め、同様式（裏）中備考４を備考７とし、備考３を備考６とし、同様式（裏）の備考２中「減額を申告する税額の計算の欄」を「減額を申告する税額等の欄」に改め、同様式（裏）中備考２を備考５とし、備考１の次に次のように加える。

２　土地の明細及び住宅の明細の欄中「減額を受けようとする税額」に記載する額は、それぞれの欄中の「税額」に記載する額が上限となります。

３　減額を申告する税額等の欄中の税率とは、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合に適用される特例税率（100分の３）を指します。

４　減額を申告する税額等の欄中「減額される額」については、対象家屋の新築時期に対応する額を○で囲んでください。

附則第１号様式の５中

「

徴収猶予を申請する税額の計算	家屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額	
		新築時期	控除するものとされていた額（エ）
		昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで	100万円
		昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで	150万円
		昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで	230万円
		昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで	350万円
		昭和56年７月１日から昭和60年６月30日まで	420万円
		昭和60年７月１日から平成元年３月31日まで	450万円
		平成元年４月１日から平成９年３月31日まで	1,000万円
		平成９年４月１日以後	1,200万円
		（エ）×　　／100　＝　　円	

」を

「

徴収猶予を申請する税額等	家屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額（徴収猶予される額）	
		新築時期	徴収猶予される額
		昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで	３万円
		昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで	４万5,000円
		昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで	６万9,000円
		昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで	10万5,000円
		昭和56年７月１日から昭和60年６月30日まで	12万6,000円
		昭和60年７月１日から平成元年３月31日まで	13万5,000円
		平成元年４月１日から平成９年３月31日まで	30万円
		平成９年４月１日以後	36万円

」に

改め、備考３を備考６とし、同様式の備考２中「徴収猶予を申請する税額の計算の欄」を「徴収猶予を申請する税額等の欄」に改め、同様式中備考２を備考５とし、備考１の次に次のように加える。

２　土地の明細及び住宅の明細の欄中「徴収猶予を申請する税額」に記載する額は、それぞれの欄中の「税額」に記載する額が上限となります。

３　徴収猶予を申請する税額等の欄中の税率とは、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合に適用される特例税率（100分の３）を指します。

４　徴収猶予を申請する税額等の欄中「徴収猶予される額」については、対象家屋の新築時期に対応する額を〇で囲んでください。

別表第４の31の項中「県民税利子割」の次に「・配当割・株式等譲渡所得割」を加える。

第45号様式の備考２中「申請人名義」を「請求人名義」に改める。

第45号様式の２を次のように改める。

第45号様式の２（県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割用）（別表第４関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

更　正　請　求　書

年　月　日

神奈川県緑県税事務所長殿

郵便番号
所在地
法人名
代表者氏名
法人番号
電話番号
担当者名

地方税法第20条の９の３第１項又は第２項の規定により、県民税 利子割 / 配当割 / 株式等譲渡所得割 について次のとおり更正の請求をします。

利子等又は配当等の種類					
区分			請求に係る更正前の額(ｱ)	請求に係る更正後の額(ｲ)	差引額 (ｱ)－(ｲ)
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額		円	円	円
	税額				
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額				
	税額				
年　月分 （納入申告書の提出期限　・　・ 納入申告書の提出年月日　・　・）	課税標準額				
	税額				
更正の請求のもととなつた申告書に係る特別徴収義務者番号					
請求の理由					
口座振込による還付金の受領	取扱金融機関	銀行 / 金庫 / 信用組合 / 共同組合　本店（所） / 支店（所） / 出張所		預金の種類	
		銀行コード　店舗コード		口座番号	
	フリガナ				
	口座名義人				
備考					

備考　１　更正の請求の対象となる税目を○で囲んでください。

２　令和５年１月１日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割、配当割又は株式等譲渡所得割について更正の請求をする場合には、「請求に係る更正前の額」及び「差引額」の「課税標準額」の各欄については、記入する必要はありません。

３　更正の請求のもととなつた申告書に係る特別徴収義務者番号の欄には、県民税利子割について更正の請求をする場合に記載してください。

４　口座振込による還付金の受領の欄には、請求人名義の口座への振込みを希望する場合に記入してください。

第79号様式の２の備考以外の部分中「の計算」を「等」に、

「

新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額	
新築時期	控除するものとされていた額(エ)
昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで	100万円
昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで	150万円
昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで	230万円
昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで	350万円
昭和56年７月１日から昭和56年12月31日まで	420万円
(エ)×　　／100　＝　円	

」を

「

新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額（減額される額）	
新築時期	減額される額
昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで	３万円
昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで	４万5,000円
昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで	６万9,000円
昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで	10万5,000円
昭和56年７月１日から昭和56年12月31日まで	12万6,000円

」に、

「（オ）」を「（エ）」に改め、備考５を備考８とし、備考４を備考７とし、備考３を備考６とし、同様式の備考２中「の計算」を「等」に改め、同様式中備考２を備考５とし、備考１の次に次のように加える。

２　取得不動産の明細の欄中「減額（免除）を受けようとする税額」に記載する額は、同欄中「税額」に記載する額が上限となります。

３　減額を申告する税額等の欄中の税率とは、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合に適用される特例税率（100分の３）を指します。

４　減額を申告する税額等の欄中「減額される額」については、対象家屋の新築時期に対応する額を○で囲んでください。

第80号様式中

「

徴収猶予を申請する税額の計算				
家屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額		土地	(150万円又は （平方メートル当たりの土地の価格（ウ）／（ア）） × （床面積（イ）×２（住宅１戸につき200平方メートル限度）） を のいずれか多い額） × ／100 ＝ 円
	新築時期	控除するものとされていた額(エ)		
	昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで	100万円		
	昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで	150万円		
	昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで	230万円		
	昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで	350万円		
	昭和56年７月１日から昭和56年12月31日まで	420万円		
	(エ)× ／100 ＝ 円			

」

「

徴収猶予を申請する税額等				
家屋	新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第１項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額（徴収猶予される額）		土地	(150万円又は （平方メートル当たりの土地の価格（ウ）／（ア）） × （床面積（イ）×２（住宅１戸につき200平方メートル限度）） に、 のいずれか多い額） × ／100 ＝ 円
	新築時期	徴収猶予される額		
	昭和29年７月１日から昭和38年12月31日まで	３万円		
	昭和39年１月１日から昭和47年12月31日まで	４万5,000円		
	昭和48年１月１日から昭和50年12月31日まで	６万9,000円		
	昭和51年１月１日から昭和56年６月30日まで	10万5,000円		
	昭和56年７月１日から昭和56年12月31日まで	12万6,000円		

」

「（オ）」を「（エ）」に改め、備考５を備考９とし、備考４を備考８とし、同様式の備考３中「徴収猶予を申請する税額の計算の欄」の次に「及び徴収猶予を申請する税額等の欄」を加え、同様式中備考３を備考７とし、備考２の次に次のように加える。

３　１　住宅の用に供する土地の取得に対する徴収猶予申請事項の表中「徴収猶予を申請する税額」に記載する額は、土地の明細の欄中の「税額」に記載する額が上限となります。

４　２　耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する徴収猶予申請事項の表中「徴収猶予を申請する税額」に記載する額は、取得不動産の明細の欄中の「税額」に記載する額が上限となります。

５　徴収猶予を申請する税額等の欄中の税率とは、平成18年４月１日から令和９年３月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合に適用される特例税率（100分の３）を指します。

６　徴収猶予を申請する税額等の欄中「徴収猶予される額」については、対象家屋の新築時期に対応する額を○で囲んでください。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。